

# 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 市民生活部  
支所（早岐、三川内、宮）

3 監査の期間 令和元年11月5日（火）～令和2年1月8日（水）

4 監査の範囲及び方法

令和元年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

6 監査の結果

収入事務、契約事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。  
なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 領収書綴において、交付を受けた領収書綴の所在が不明となっているものがあった。

(早岐支所)

領収書綴の紛失については、内部統制統括へ報告するとともに、第三者による不正使用や個人情報漏洩というリスクがあることを十分認識され、二度と起こらないよう管理体制を早急に改善されたい。

2. 契約事務

- ① 佐世保市支所庁舎・地区公民館等監視及び警備業務（東部）委託ほかの変更契約において、佐世保市事務処理規程第 5 条第 34 号で「…1 件 1,000 万円以上の経費の支出負担行為に関すること。」は市長の決裁事項と規定されているにもかかわらず、変更契約締結伺について市長の決裁を受けていなかった。

(早岐支所)

決裁における専決区分については、組織的なチェック体制を確立し、規程に沿った適正な事務処理を徹底されたい。